

高齢者免許返納一時金制度 Q & A 集

令和 7 年 7 月 2 2 日現在

【制度について】

Q. 1 制度の概要は？

A. 1 75才以上で運転経歴証明書を取得した方にタクシー料金の一部または、路線バスの高齢者向け特殊乗車券購入費の一部を市が助成する制度です。

Q. 2 いくら助成してもらえるのか？

A. 2 10,800円分の助成券を交付します。

Q. 3 返納した運転免許証が原動機付自転車のみでも対象となるのか？

A. 3 対象となります。（運転経歴証明書も発行される。）

Q. 4 運転免許証の一部を取り消した（原付のみ残す等）場合、制度の対象となるのか？

A. 4 対象となりません。（運転経歴証明書が発行されない。）

Q. 5 免許返納の際に、運転経歴証明書をマイナンバーカードと一体化した場合（いわゆるマイナ経歴証明書）も対象となるのか？

A. 5 対象となります。

【助成対象者について】

Q. 1 どういった人が助成の対象になるのか？

A. 1 本制度の申請時に流山市に在住し、運転経歴証明書取得時に75才以上の方です。

Q. 2 74才で免許返納したけど、対象となるのか？

A. 2 運転経歴証明書取得時に75才以上であれば対象です。

Q. 3 既に免許証を返納しているが、対象となるのか？

A. 3 制度開始（令和5年11月16日）よりも前の日でも、運転経歴証明書取得時に75才以上であれば対象です。

Q. 4 運転経歴証明書取得時は別の市に住んでいたけど対象となるのか？

A. 4 本制度の申請時点で流山市に在住であれば、対象になります。

【助成対象事業者について】

Q. 1 どのタクシー（バス事業者）でも助成券は使えるのか？

A. 1 利用できるタクシー（バス）事業者が決まっています。（助成券をお持ちであれば、助成券の裏に記載されています。）（助成券をお持ちでなければ、リーフレットに記載されています。）

【申請について】

Q. 1 申請の方法は？

A. 1 申請書に必要事項を記入し、運転経歴証明書の表と裏のコピーまたは運転経歴情報がわかるもののコピー（マイナ経歴証明書の場合。以下において同様）を添付し、市まちづくり推進課まで提出ください。郵送及び各出張所での提出も可能です。（出張所での提出の場合は、申請書の記載内容等の確認はその場ではできません）

※FAX、メールでの申請はできません。

Q. 2 申請は本人がする必要があるのか？

A. 2 代理でも大丈夫ですが、申請書に自署又は押印が必要なところがありますので、ご注意ください。

また、郵送による申請も可能ですので、ご検討ください。

Q. 3 運転経歴証明書のコピーで、裏面には何も記載がないが？

A. 3 裏面に記載がない事を確認するために裏面のコピーが必要です。

Q. 4 「運転経歴証明書交付済みシール」を貼ったマイナンバーカードのコピーでも良いか？

A. 4 運転経歴証明書の交付日を確認するため、運転経歴証明書または運転経歴情報がわかるもののコピーが必要です。

Q. 5 申請書はどうすれば手に入るのか？

A. 5 市ホームページ（サイト内検索：1043452）から印刷いただくか、市まちづくり推進課の窓口又は各出張所に申請書が置いてあります。

Q. 6 「運転経歴情報がわかるもの」って何？

A. 6 「マイナ免許証読み取りアプリ」の読み取り結果や、公安委員会が発行した「免許情報記録確認書」など、マイナンバーカードに記録した運転経歴情報を確認できる書類です。

Q. 7 「運転経歴情報がわかるもの」は、印刷する必要があるか。

A. 7 添付書類として市で保管する必要があることから、申請の際は印刷をしていただく必要があります。（申請時はスマートフォンの画面の提示などでは対応できません。）

【助成券の交付について】

Q. 1 助成券をもらうには窓口に取りに行くのか？

A. 1 交付決定通知とあわせて、市から簡易書留にて郵送いたします。お受け取りにご協力ください。

Q. 2 申請から交付までどのくらいの期間がかかるのか？

A. 2 概ね1か月となります。（納税に係る審査があるため）

Q. 3 助成券が届いたが、バスからタクシーに変えてもらえないか？

A. 3 助成券発行後の変更はできません。

【助成券の使い方について】

Q. 1 【タクシー】どうやって助成券を使えばよいのか？

A. 1 ①料金支払い前に、運転士に「450円の券を使いたい」旨をお伝えください。

②支払い時に、助成券とあわせて、運転経歴証明書または運転経歴情報がわかるものを運転士に見せてください。(一度の乗車に使用できる助成券は1枚までです。)

③残金を運転士にお支払いください。

Q. 2 流山市が実施している「福祉タクシー利用券」との併用はできるのか？

A. 2 併用できません。

Q. 3 千葉県タクシー協会が実施している「障害者割引」との併用はできるのか？

A. 3 併用できます。

Q. 4 運転士に「運転経歴証明書または運転経歴情報がわかるもの」ではなく、「運転経歴証明書交付済みシール」を貼ったマイナンバーカードを提示しても良いか？

A. 4 マイナンバーカードの券面だけでは運転経歴情報がわからないので、「運転経歴証明書または運転経歴情報がわかるもの」の提示をお願いします。

Q. 5 「運転経歴情報がわかるもの」は印刷する必要があるか。

A. 5 助成券の利用時は、印刷物である必要はありません。
(アプリ画面などの提示で助成券を利用できます。)

Q. 6 【路線バス】どうやって助成券を使えばよいのか？

A. 6 ①利用したい路線バスの定期券販売所に行ってください。(販売所はリーフレットに記載しています)
②販売員に「流山市の助成券を使いたい」旨をお伝えください。
あわせて運転経歴証明書を販売員に見せてください。(助成券は2枚できます)
③販売員の案内を基に、購入手続きをしてください。

【免許返納・運転経歴証明書について】

Q. 1 運転経歴証明書はどうやったらもらえるのか？

A. 1 免許センターもしくは警察署で、免許証を返納していただき、その時に運転経歴証明書を交付して欲しい旨を伝えてください。（交付に手数料がかかります）

Q. 2 運転経歴証明書をマイナンバーカードと一体化する場合はどうすればよいのか？

A. 2 これから免許返納する場合は、免許センターもしくは警察署で免許証を返納していただき、その際に運転経歴証明書をマイナンバーカードと一体化したい旨を伝えてください。（交付に手数料がかかります。）

既に運転経歴証明書をお持ちの場合は、手続きについて免許センターに問い合わせてください。（電話番号：04-7147-2000）

Q. 3 免許の期限が過ぎている（失効）しているけど、本制度は使えるのか？

A. 3 期限が過ぎていても、免許証は返納できると聞いています。運転経歴証明書があれば、本制度は使えます（75才以上に限る）。詳しくは免許センターに問い合わせてください。（電話番号：04-7147-2000）

Q. 4 すでに免許証は返納していて、運転経歴証明書の交付は受けていない。今からでも運転経歴証明書は交付してもらえるのか？

A. 4 免許返納から5年にさかのぼって、運転経歴証明書は交付できると聞いています。詳しくは免許センターに問い合わせてください。（電話番号：04-7147-2000）

【その他について】

Q. 1 助成券の交付を受けたが、市外に引っ越した。助成券は使えるのか？

A. 1 助成券に記載された交通事業者であれば、使用できます。